

金沢市都心軸沿線木の文化都市見える化事業補助金交付要綱

(令和3年3月19日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、「木の文化都市」の創出に向け、市民及び来街者に「木の文化都市・金沢」を印象付けるため、都心軸沿線の対象区域における木が感じられる工事に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木の文化都市 和の根源である木の文化を継承する高い市民意識のもと、木が持つ優れた特性を活かす持続可能な仕組みを備えた都市をいう。
- (2) 都心軸沿線「木の文化都市」見える化事業 建築物の木質化を都心軸沿線区域で行う事業をいう。
- (3) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 木質化 建築物の仕上げ等に木を使用することをいう。
- (5) 都心軸沿線区域 第4条第2項に定める区域をいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、都心軸沿線「木の文化都市」見える化事業を行う者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(補助対象の建築物及び区域)

第4条 補助の対象となる建築物は、地上部分で3以上の階数を有する建築物とする。

2 補助の対象となる区域は、次に掲げる道路に面する敷地とする。

- (1) 3・2・1金沢駅通り線
- (2) 国道157号（武蔵交差点から犀川大橋北詰交差点までの区間に限る。）

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める経費とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築、修繕及び模様替に伴う工事のうち、前条第2項に掲げる道路から通常望見できる部分の木質化（開口部等により外部から望見できる建築物の内装の木質化を含む。）に係る費用（当該行為に伴い生じる復旧作業に係る費用を含む。）

(2) 前号の工事と併せて行う構造の木質化に係る費用
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、その額は、500万円を超えないものとする。この場合において、当該補助金の額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（適用除外）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

(1) 第5条各号に定める経費に関し、他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けた者

(2) 市税を滞納している者

(3) その他補助金の交付が不相当であると市長が認める者

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。